

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会

令和元年12月17日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 3件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1900217 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1900027 号

第 1 結論

昭和 48 年*月から昭和 58 年 2 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 28 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 48 年*月から昭和 58 年 2 月まで

私の国民年金の加入手続は、私が 20 歳になった昭和 48 年*月頃に父親が A 市役所で行ってくれた。請求期間の保険料については、昭和 54 年 4 月に婚姻するまでは父親が、婚姻してからは主に元夫が納付しており、元夫の都合が悪いときは私が金融機関の窓口で納付していた。

以前、確認した際に請求期間の保険料は納付済みと記録されていたが、その記録が取り消されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間後の国民年金加入期間において保険料の未納はないほか、請求者が婚姻するまでの保険料を納付していたとする父親は、国民年金制度発足（昭和 36 年 4 月）当初から 60 歳に到達するまで全ての保険料が納付されており、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び婚姻までの保険料納付に直接関与しておらず、婚姻後において請求者自身が保険料を納付した際は、金融機関の窓口で納付していたとしているものの、納付時期及び納付金額に関する記憶は明確ではなく、加入手続を行い、婚姻までの保険料を納付していたとする父親は既に亡くなっており、婚姻後の保険料を主に納付していたとする元夫に聴取しても、請求者に係る保険料納付について具体的な陳述を得ることはできなかったことから、請求期間の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 58 年 5 月頃に A 市において払い出されており、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、

請求者の国民年金の加入手続は、この頃に初めて行われ、その際に、昭和 58 年 3 月 19 日に被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、請求者、父親及び元夫は、請求期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、請求者の国民年金の被保険者資格取得日は、元夫が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 58 年 3 月 19 日と同日とされているところ、請求者は、元夫が厚生年金保険の被保険者であった期間は国民年金の任意加入対象者に該当しており、任意加入対象期間については、制度上、遡って被保険者資格を取得することはできないことから、昭和 58 年 5 月頃の加入手続において、昭和 58 年 3 月 19 日を請求者の資格取得日とした事務処理に不自然な点はなく、このことから、請求者及び元夫は、加入手続後においても、国民年金に未加入である請求期間の保険料を納付することができなかったものとみられる。

加えて、請求者は、納付済みとされていた請求期間の記録が取り消された旨主張しているところ、i) A 市における請求者の国民年金被保険者名簿（平成 13 年度末現在）によると、被保険者資格の取得年月日は昭和 58 年 3 月 19 日とされ、請求期間の保険料が納付されていた形跡は見当たらないこと、ii) A 市における昭和 57 年度国民年金印紙検認状況表によると、請求者の昭和 57 年 4 月から昭和 58 年 2 月までの保険料が納付されていた形跡は見当たらないこと、iii) 戸籍の附票によると、請求者は、請求期間のうち一部期間は B 町に住所を定めていることが確認できるところ、紙台帳検索システムによると、請求者の同町における国民年金被保険者名簿等の帳簿類は索出されないため、同町において保険料が納付されていた形跡はうかがえないことから、請求期間の保険料が納付済みとされていたとする事情は見いだせない。

このほか、請求者、父親及び元夫が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1900200 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1900028 号

第 1 結論

平成 19 年 7 月から平成 24 年 6 月までの請求期間及び平成 25 年 9 月から平成 27 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を追納した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 61 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 平成 19 年 7 月から平成 24 年 6 月まで

：② 平成 25 年 9 月から平成 27 年 6 月まで

令和元年 6 月に、A 年金事務所から追納の案内が届いたことを契機として、請求期間①のうち、平成 19 年 7 月から平成 21 年 2 月までの納付猶予期間、平成 21 年 3 月から平成 24 年 6 月までの全額免除期間、請求期間②のうち、平成 25 年 9 月から平成 26 年 6 月までの半額免除期間、平成 26 年 7 月から平成 27 年 6 月までの全額免除期間について追納されていない記録となっていることに気付いた。しかし、平成 27 年 9 月に全ての期間について追納の申出をし、保険料を金融機関の ATM で納付した記憶があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の年金記録を管理している制度共通の基礎年金番号は、請求者が 20 歳に到達したことを契機に付番され、その際に、第 1 号被保険者として国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われており、請求者の国民年金に係る年金記録は、継続して当該基礎年金番号により管理されている。

また、オンライン記録によると、平成 26 年 4 月 30 日に平成 18 年 4 月から平成 19 年 5 月までの期間に係る後納の申込み及び平成 19 年 7 月から平成 24 年 6 月までの期間に係る追納の申込みがされ、平成 27 年 9 月 4 日に再度、平成 18 年 4 月から平成 19 年 5 月までの期間に係る後納の申込みがされ、平成 18 年 4 月から平成 19 年 5 月までの期間に係る後納保険料（209,080 円）が、平成 27 年 9 月 9 日に収納された記録が確認できる。

請求者は、平成 27 年 9 月に請求期間①及び②に係る追納保険料を納付したと主張しているところ、オンライン記録によると、請求期間①及び②は免除等承認期間（平成 19 年 7 月から平成 21 年 2 月までの期間は納付猶予期間、平成 21 年 3 月から平成 24 年 6 月までの期間及び平成 26 年 7 月から平成 27 年 6 月までの期間は全額免除期間、平成 25 年 9 月から平成 26 年 6 月までの期間は半額免除期間）と記録されていることから、請求者が納付した時期と主張する平成 27 年 9 月は、請求期間①及び②に係る国民年金保険料の追納が可能な時期である。

しかしながら、請求者は、平成 26 年 4 月 30 日に追納の申込みをしたが、支払期限が過ぎてしまったため、平成 27 年 9 月 4 日に再度、請求期間①及び②に係る追納の申込みをしたと主張しているところ、日本年金機構は、平成 26 年 4 月 30 日に B 年金事務所で受付した国民年金保険料追納申込書はあるが、平成 27 年 9 月 4 日に受付した国民年金保険料追納申込書はない旨回答していることから、請求者の主張どおり、平成 27 年 9 月 4 日に、請求期間①及び②に係る追納申込書を提出したことは確認できない。

また、日本年金機構は、追納の申込みをした者が、申込みをした年度内に追納保険料を納付できなかったとして翌年度以降に追納を希望する場合、追納可能期間内であり、前回申し込んだ内容と同一であれば、電話等により追納の意思表示を行えば、追納申込書を再度提出することなく、納付書を発行する処理が可能であった旨回答している。しかし、平成 26 年 4 月 30 日に B 年金事務所で受付された国民年金保険料追納申込書によると、請求者が記載した追納申込期間は、平成 19 年 7 月から平成 24 年 6 月までの期間（請求期間①）のみであることから、平成 27 年 9 月時点において、請求者は、上述の方法で、請求期間②に係る追納保険料の納付書入手することはできなかった上、日本年金機構は、オンライン記録及び平成 27 年 9 月に追納保険料に係る納付書の再発行をした履歴はないと回答していることから、請求者が平成 27 年 9 月に請求期間①に係る追納の意思表示を行ったとは推認できない。

さらに、請求者は、請求期間①及び②に係る追納保険料を、平成 18 年 4 月から平成 19 年 5 月までに係る後納保険料と同時に、平成 27 年 9 月に金融機関の A T M で、100 万円くらい入金したと主張していることから、金融機関に対し、平成 27 年 9 月における請求者に係る国民年金保険料の収納状況について照会したところ、「請求者が平成 27 年 9 月に、当金融機関の A T M で国民年金保険料を納付した際の領収済データはない」と回答しており、請求者に係る平成 27 年中の控除証明書発行事蹟によると、平成 27 年中の納付済額合計は、284,610 円であることから、請求者が請求期間①及び②に係る保険料を追納したことをうかがわせる事情を見いだすことができない。

このほか、請求者が追納したとする平成 27 年 9 月は、基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化がより一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期である上、平成 14 年 4 月以降は、保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、収納機関からの納付通知の電子的実施等、事務処理の機械化が一層促進された時期に該当することから、年

金記録の記録漏れ、記録誤り等があるとは考え難いところ、請求者が請求期間①及び②の保険料を追納していたことが確実と認められる関連資料はなく、請求者の主張とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1900241 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1900029 号

第 1 結論

昭和 42 年 4 月から昭和 48 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 20 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 42 年 4 月から昭和 48 年 3 月まで

私は、20 歳になった頃、A 市で国民年金に加入し保険料を納付しており、婚姻後は、転居先の B 町（現在は、C 市）で夫の分と一緒に夫婦二人分の保険料を、定期的に送られてくる納付書により B 町役場又は C 市役所で納付していた。請求期間の夫の保険料は納付済みとされているのに、私の分だけが未納とされていることはおかしい。調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間について、夫の分と一緒に夫婦二人分の保険料を納付していた旨主張しているところ、夫の保険料は納付済みとされており、戸籍の附票によると、請求者は、昭和 41 年 12 月（婚姻）から B 町に住所地を定めていたことが確認できる。

しかしながら、国民年金受付処理簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、A 市において、昭和 41 年 1 月に払い出され、その際に、昭和 40 年 * 月（20 歳到達時）に被保険者資格を取得する事務処理が行われており、A 市の国民年金被保険者名簿の保険料納付記録欄には、同資格が、昭和 42 年 4 月に喪失と記載されている。オンライン記録によると、当該喪失に係る事務処理は確認できないものの、i) 請求者は、B 町での国民年金の手続について、具体的な記憶はない旨陳述していること、ii) 国民年金被保険者台帳によると、請求期間に係る保険料納付状況欄に昭和 49 年 9 月頃の印があること、iii) 請求者の所持する国民年金手帳によると、B 町又は C 市の住所の記載がされておらず、国民年金印紙検認記録欄においても、請求期間の保険料が納付された記録はないこと、iv) 請求期間直後の昭和 48 年度の保険料について、夫は現年度納付されているものの、請求者は、昭和 50 年 12 月に過年度納付されており、昭和 49 年度以降の保険料が

現年度納付されていることなどを考え合わせると、B町及びC市における請求者の請求期間に係る記録管理は、昭和49年頃に行われたものと推認される。このため、請求者は、請求期間当時、B町又はC市において夫婦二人分の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、請求者は、請求期間の保険料について、定期的を送られてくる納付書によりB町役場又はC市役所で納付していた旨陳述しているところ、C市は、昭和46年度までは年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式で保険料の収納を行った旨回答していることから、請求者の陳述は当時の状況と相違する。

さらに、上述のとおり、請求期間の夫の保険料は納付済みとされているものの、夫の国民年金手帳記号番号は、B町において昭和41年9月に払い出され、継続して記録管理されていることが確認できる。しかし、B町及びC市における請求者の請求期間に係る記録管理は、昭和49年頃に行われたものと推認されることから、夫とは状況が異なるほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、上述の国民年金手帳記号番号以外に請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、上述のB町及びC市における請求者の請求期間に係る記録管理が行われた時期（昭和49年頃）を基準とすると、請求者は、請求期間のうち、昭和47年頃に、過年度保険料として遡って納付することが可能であった期間はあったものの、請求者の主張は当時に保険料を納付したとするものであるほか、国民年金被保険者台帳においても、請求者が当該期間を過年度保険料として遡って納付したことを推認する事情は見いだせない。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。